

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月1日

1. 執行機関の別	2. 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	那珂川市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/4/my-number.html">http://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/4/my-number.html</a>

執行機関名 那珂川市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那珂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)	那珂川市就学援助規則(平成12年3月28日教委規則第14号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、那珂川市に住所を有し、那珂川市立の小・中学校又は福岡県立の中学校若しくは中等教育学校前期課程(以下「町立小・中学校等」という。)に在学する児童及び生徒(法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。)又は那珂川市に住所を有し、町立小・中学校等に次年度入学する予定の者(以下「入学予定者」という。)のうち、経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者(法第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。)に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		那珂川市就学援助規則(平成12年3月28日教委規則第14号)